

年金確保支援法による国民年金保険料
の納付の特例（後納制度）に係る事務
の概要について（案）

平成24年6月

厚生労働省

日本年金機構

年金確保支援法による国民年金保険料の納付の特例 (後納制度) に関する事務の概要について (案)

※ 現時点で検討している事務の取扱い案であり、今後変更することもあります。

I 目的

将来の無年金・低年金の発生を防止し国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第93号)(以下「年金確保支援法」という。)が平成23年8月10日公布され、同法附則第2条に規定されている国民年金の保険料の納付の特例(以下「後納制度」という。)が平成24年10月1日から施行されることとなったことから、後納制度にかかる事務の概要について、示すものである。

II 後納制度の概要

国民年金法第102条第4項の規定により、国民年金保険料を徴収する権利は納期限より2年を経過した場合、時効によって消滅することとされています。

年金確保支援法附則第2条では、政令で定める日(平成24年10月1日)から起算して3年を経過する日(平成27年9月30日)までの間に限り、被保険者又は被保険者であった者は、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、承認日の属する月前10年以内の期間であって、保険料未納期間(保険料を徴収する権利が時効により消滅したものに限る。)について当時の国民年金保険料の額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料(以下「後納保険料」という。)を納付することができるとされています(後納制度)。

なお、後納制度が施行されたとしても国民年金保険料を徴収する権利が納期限から2年を経過した時点で時効により消滅することについては変更ありません。

対象保険料：2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料

対 象 者：過去に未納期間を有する者(受給権者を除く)

納 付 期 限：平成27年9月末(ただし、対象月が平成17年8月以前の場合は対象月から起算して10年後の月末)

保 険 料 額：当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均値を基礎とした率を加算した額。

1. 後納制度の対象者（後納保険料納付対象者）及び対象期間

後納制度の対象者は以下に掲げる者とされています。なお、国民年金法による老齢基礎年金の受給権者（繰り上げ受給者を含む）及び満65歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を有している者は、後納制度の対象者から除外されています。

後納保険料の対象期間は、後納保険料の納付申出の承認を受けた日の属する月前10年から前2年1ヵ月の範囲内の期間であり、詳細は以下のとおりです。

なお、上記範囲内の期間であっても、納付誓約等の時効中断の措置が講じられ、国民年金保険料の徴収権が時効消滅していない期間は、対象期間から除外します。

（1）強制加入被保険者

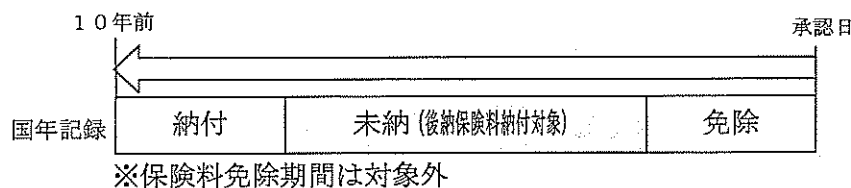
【対象者】

国民年金法第7条第1項第1号に規定する満20歳から満60歳未満の国民年金強制加入被保険者の期間（以下「1号期間」という。）に未納・未加入期間を有する者。

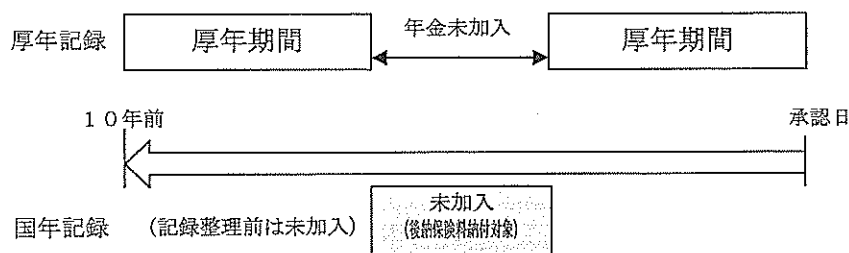
【対象期間】

- ① 1号期間のうち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（未納期間）
- ② 1号期間として国民年金に加入しなければならない期間であるが未届により加入していない期間（以下「未加入期間」という。）。

<例1（①の場合）>



<例2（②の場合）>



※国民年金の種別変更等の処理をしたうえで、後納制度の対象期間となります。

(2) 任意加入被保険者

【対象者】

国民年金法附則第5条第1項に規定する20歳以上65歳未満の国民年金任意加入被保険者であった期間に未納期間のある者。

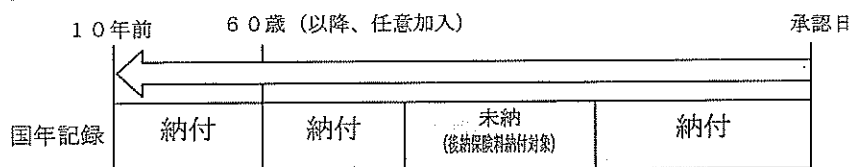
【対象期間】

任意加入期間のうち国民年金の保険料の未納期間。

※ 任意加入の申出をしていない期間は対象外

※ 老齢基礎年金の満額である480月（40年）を超える期間は対象外

<例3>



※任意加入していた期間のうち、未納となっている期間が後納保険料の納付の対象になります。

※承認日において既に承認日以降の期間について前納しており、かつ後納保険料を納付することにより480月を超える場合の後納対象期間は、480月から承認日の前月までの納付済期間を合計した月を差し引きした月が後納対象期間となります。

このため、後納納付により480月に達した場合、未経過期間にかかる前納保険料については、前納保険料を還付する必要があります。

(3) 特例任意加入被保険者

【対象者】

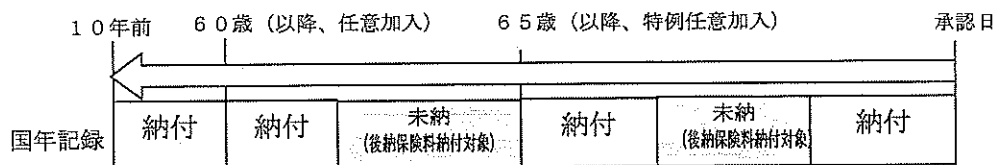
国民年金法（平6）附則第11条及び国民年金法（平16）附則第23条に規定する65歳以上70歳未満の国民年金特例任意加入被保険者（以下「特例任意加入被保険者」という。）であった期間に未納期間があり受給資格を満たしていない者。

【対象期間】

特例任意加入期間のうち国民年金の保険料未納の期間

※ 受給資格を得られる300月を超えた期間は対象外

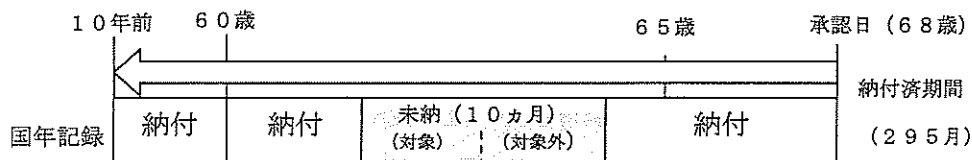
<例4>



※任意加入・特例任意加入していた期間のうち、未納となっている期間が後納保険料の納付の対象になります。

※任意加入・特例任意加入の申出をしていない期間は対象外です。

<例5> 特例任意加入期間のうち、300月を超えて納付することができない例



※後納対象期間は10ヵ月ですが、納付申出時点で295月の保険料納付済期間等があり、残り5ヵ月で300月に到達する場合の後納保険料は、5ヵ月のみしか納付できません。

※承認日において承認日以降の期間について前納している場合は、例3と同様の取り扱いとなります。

2. 後納保険料の納付対象となる期間

後納保険料の納付対象となる期間は、後納保険料の納付申込みを受付けし、審査した結果、申込の承認がされた日の属する月前10年以内の未納・未加入期間となります。

したがって、施行月（平成24年10月）において後納の承認が行われた場合、最も古い利用可能月は平成14年10月分となります。

なお、月末近くになって10年前の後納保険料の納付申込みがあった場合は、速やかに承認処理を行い、納付書を発行することが必要となります。

また、納付期限までに納付書の送達又は送達後の納付が困難な場合は、年金事務所に納付書を手交する旨を伝えるか、事前に申込者に連絡し10年前の納付対象期間の納付ができない旨を説明し、了承を得るなどの対応を行う予定です。

具体的には、以下の事例のとおりです。

<例> 平成14年10月～平成15年3月分を平成24年10月22日に申込みした場合

- ・後納保険料の納付の承認が平成24年10月中にされた場合

平成14年10月分から後納保険料が納付可能

納付可能→	14.10	14.11	14.12	15.1	15.2	15.3
-------	-------	-------	-------	------	------	------

- ・後納保険料の納付の承認が平成24年11月以降となった場合

平成14年11月分から後納保険料が納付可能

後納できません→	14.10
----------	-------

納付可能→	14.11	14.12	15.1	15.2	15.3
-------	-------	-------	------	------	------

※年金事務所は後納保険料の納付の申込みから承認がされるまでの期間における進捗管理を行います。

※後納保険料の納付の申込承認後、納付書の送達期間を見込む必要があります。

※平成14年9月以前は後納制度の対象外です。

3. 後納保険料の納付期限及び後納保険料納付書の使用期限

後納保険料の納付期限は、国民年金保険料の納期限とは異なり承認日の属する月前10年以内の期間と規定されていることから、土・日、休日にかかわらず後納保険料の対象月から起算して10年後の月末が納付期限となります。ただし、10年後の月末が平成27年9月末を超える場合は、平成27年9月末が納付期限となります。（年金確保支援法附則第2条）。

また、後納保険料額は当時の保険料に加算額を含めた額となり、当該加算額は毎年度政令で定められ、納付しようとする年度毎に後納保険料額が異なることから、納付書の使用期限は承認日の属する年度の年度末となります。

なお、納付期限が承認日の属する年度の年度末前に到来する場合は、当該納付期限が納付書の使用期限となります。

(1) 承認日の属する月前10年目の期間

① 納付期限：後納保険料の納付対象月から起算し10年後の月末

② 納付書使用期限：納付期限と同様

<例> 平成24年度に納付する場合

(対象月分)	(納付期限及び納付書使用期限)
平成14年10月分	平成24年10月31日
平成14年11月分	平成24年11月30日
平成14年12月分	平成24年12月31日
平成15年 1月分	平成25年 1月31日
平成15年 2月分	平成25年 2月28日
平成15年 3月分	平成25年 3月31日

(2) 承認日の属する月前9年目以降2年目までの期間

① 納付期限：後納保険料の納付対象月から起算し10年後の月末。ただし、納付期限が平成27年9月末を超える場合は、平成27年9月末が納付期限

② 納付書使用期限：承認月の属する年度の年度末

※保険料の徴収権が時効により消滅するまでの期間は未納保険料として取り扱うことになります。

<例1> 平成24年度に納付する場合

(対象月分)	(納付期限)	(納付書使用期限)
平成17年4月分	平成27年4月30日	平成25年3月31日
平成17年5月分	平成27年5月31日	平成25年3月31日

平成17年6月分	平成27年6月30日	平成25年3月31日
平成17年8月分	平成27年8月31日	平成25年3月31日
平成17年9月分以降	平成27年9月30日	平成25年3月31日

<例2> 平成24年10月に納付する場合

(対象月分)	(納付期限)	(納付書使用期限)
平成17年10月～平成22年8月分	平成27年9月30日	平成25年3月31日
平成22年9月以降	平成24年10月の申込は不可	

※平成22年度の後納保険料納付の対象期間は加算額はつきません。

※平成23年2～3月分は、平成24年度中に後納保険料の納付申込みはできないため、平成25年度に後納保険料の納付申込みを行うこととなり、その際には加算額を含めて納付することになります。

4. 後納保険料の額

後納保険料額は当時の保険料額に加算額を含めた額となり、当該加算額は毎年度政令で定めることとなります。なお、加算額については全額免除等期間に対する追納保険料額と同額となる予定です。

※ 承認日の属する年度から起算し3年度より前の保険料を納付する際は当時の保険料に政令で定める額を加算した額。したがって、保険料の徴収権が時効により消滅した年度に係る後納保険料については、その年度内に限り加算額はないこととなります。

多段階（3／4・半額・1／4）免除承認を受けた期間のうち、納付しなければならない一部の保険料を納付することなく、2年の時効を経過し未納となった期間については未納期間となることから、後納保険料額は当時の定額保険料額に加算額を加えた額となります。

なお、平成24年度の後納保険料の額はおってお知らせする予定です。

5. 後納保険料を納付する際の留意事項

(1) 後納保険料を納付する際は、追納保険料の納付と同様に厚生労働大臣（年金事務所）が交付する納付書により納付することとなります。（施行令第6条の13）

なお、後納保険料の納付書は全て使用期限を記載することとなるため、申込者が交付した納付書の使用期限までに納付できなかったときは、納付期限内であれば再度、申込みを行うことにより後納保険料の納付が可能です。

<例>平成16年4月分を平成24年10月に後納申込をした場合

・平成16年4月分：平成25年3月31日期限を経過した



・平成16年4月分の納付期限となる平成26年4月までの間であれば、再度申込みいただき、新たに交付した納付書により納付することが可能となります。

- ① 国民年金保険料の納期限は納付しなければならない月の翌月末日と定められており、納期限までに納めていない場合、死亡や障害など不測の事態が発生した際の障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。
- ② 追納が可能である免除等期間は受給資格期間に算入されますが、後納保険料を納付できる期間（未納期間）については受給資格期間に含まれません。
- ③ 後納保険料を先に納付しても、過去2年以内に未納期間がある場合は、保険料の収納業務を委託している民間受託事業者より電話・文書・戸別訪問による納付督促を実施することとされており、未納期間がある以上は、納付督促の実施対象から外れないこととしています。
なお、未納していることにより強制徴収の対象者となり財産の差押えを受けることもあります。
- ④ 強制徴収等に係る債権管理期間中の保険料については、後納保険料の対象にはなりません。

(2) 後納保険料は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次行うこととなります（年金確保支援法附則第2条第3項）。

したがって、先に経過した月より先に新しい月の後納保険料の納付申込みはできません。

＜例＞平成24年10月に後納申込する場合

後納保険料の納付可能期間（15.1～2 及び 22.4～6）

①15.1	②15.2	③22.4	④22.5	⑤22.6
-------	-------	-------	-------	-------

※後納納付する順序は「①→②→③→④→⑤」となります。

(3) 後納保険料は納付が行われた日に納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたこととみなされます（年金確保支援法附則第2条第4号）。

(4) 付加保険料は、後納制度の対象とはならないため、後納制度を活用しても付加保険料を遡って納めることはできません（年金確保支援法附則第2条第5項）。

(5) 多段階免除承認を受けた期間のうち納付しなければならない一部の保険料を納付することなく、2年の時効を経過し未納となった期間については、未納期間となることから後納保険料の納付申込が可能となります。

＜例＞多段階免除期間に一部納付すべき保険料の納付と未納が存在

時効（2年経過）			
①	②	③	④
未納（後納保険料納付対象）	納付	納付	未納
一部免除	一部免除	一部免除	一部免除

※多段階免除期間は納付することによって多段階免除が承認されます（国民年金法第5条第5～7項）。

※後納保険料の納付可能な期間は①の期間のみとなります。

※②③期間の納付を希望する場合は追納制度をご利用いただきます。

※④の期間は時効となるまでは納付督促の対象期間であるため、後納保険料の納付の申し込みの際に納付を求めることになります。（年金確保支援法附則第2条第2号）。

- （6）過去に免除の承認を受けた期間（一部免除の承認を受け支払うべき一部保険料を支払った期間を含む）については、追納制度の適用対象となり、後納制度は利用できません。

Ⅲ 後納制度の施行に伴う事前準備

1. 新たに年金事務所に納品される管理帳票等

- （1）「国民年金後納保険料納付申込書」（別添1）
- （2）「国民年金後納保険料納付申込書の記入例と注意事項」（別添2）
- （3）リーフレット「年金額アップ・年金の受給資格を得られます」（別添3）
- （4）「国民年金後納保険料納付申込承認通知書」（別添4）
- （5）「国民年金後納保険料納付申込不承認通知書」（別添5）
- （6）「国民年金後納保険料納付申込承認期間変更通知書」（別添6）
- （7）リーフレット「納付書のご案内とお願い」（別添7）

※「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」は原則として機構本部より対象者あてに直接送付されます。（以下「事前お知らせ」と言います。）（別添8）

2. 相談体制等の整備

納付可能期間延長の事前お知らせが対象者に送達される平成24年8月1日から平成25年8月末までコールセンターを開設する予定です。

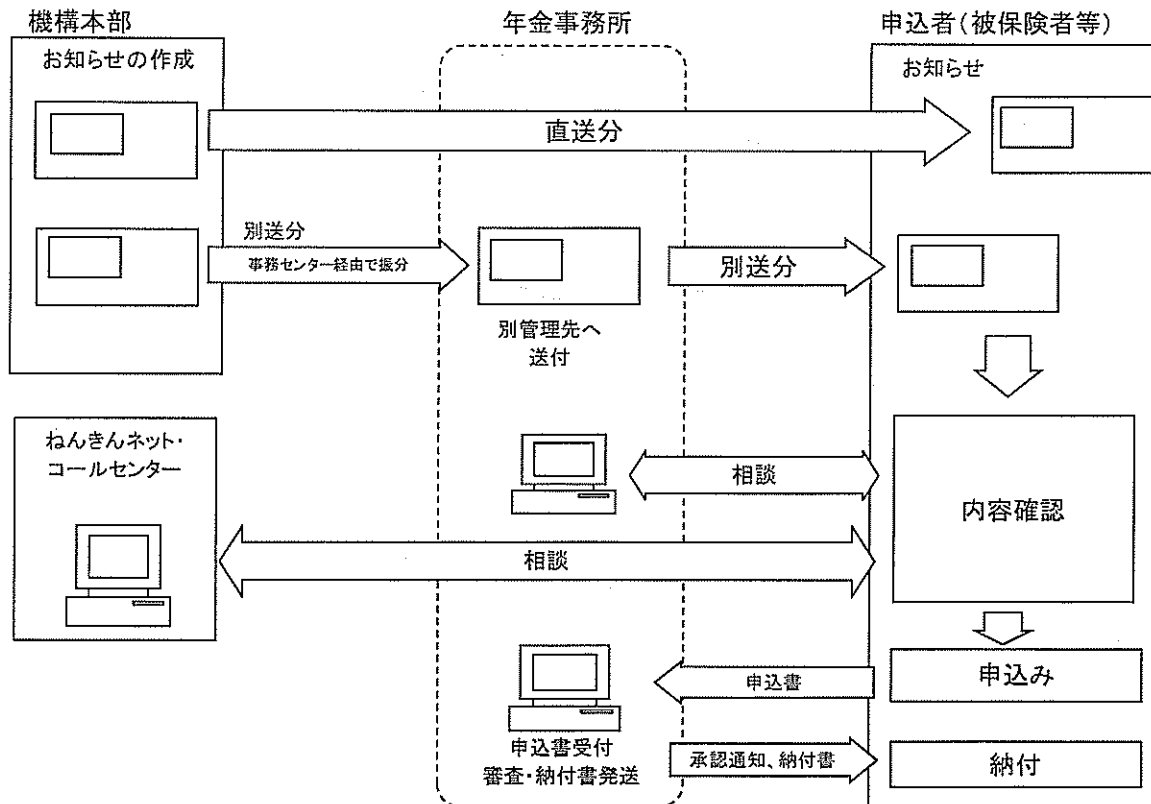
なお、コールセンターの電話番号は決定次第、各年金事務所からご案内する予定です。

IV 具体的な事務の取扱い

1. 対象者へのお知らせ勸奨の送付

対象者への「事前お知らせ」等の送付の概略は下図のとおりです。

《概略図》



(1) 送付対象者及び送付時期等

後納制度の創設にあわせて制度を広く周知する観点から、後納制度の利用が可能な期間を有する者（以下「後納対象者」という。）に対して、後納対象者ごとの過去10年以内のお知らせを全員に送付する予定ですが、後納制度を有効に利用いただくため、60歳以上の者及び平成14年10月から平成14年12月分（納付期限が平成24年10月から12月までの者）に対象期間を有する者を優先的に実施することとしています。

今回の後納対象者に対する事前お知らせは、制度施行時における後納保険料の納付の申込み、受付・審査、承認処理を円滑に行うため、平成24年8月（予定）から送付を開始します。

事前お知らせの送付対象及び発送時期と送付方法は下表のとおりです。

※今回の事前お知らせ送付対象者と発送時期等

回数	送付対象者	発送時期と送付方法
1回目	60歳以上で対象期間を有する者	24年7月31日から8月末までに 生年月日毎に分けて発送 (12回：1月生れから順次発送)
	50歳以上60歳未満で 平成14年10月から平成14年12月まで に対象期間を有する者	
2回目	50歳未満で 平成14年10月から平成14年12月まで に対象期間を有する者	24年8月31日から9月末までに 生年月日毎に分けて発送 (12回：1月生れから順次発送)
3回目	平成15年1月から平成15年3月まで に対象期間を有する者	24年11月30日から12月末までに 生年月日毎に分けて発送 (4回：1～3月生れから順次発送)
4回目	50歳以上60歳未満で 平成15年度以降に対象期間を有する者	25年1月4日から1月末までに 生年月日毎に分けて発送 (4回：1～3月生れから順次発送)
5回目	50歳未満で 平成15年度までに対象期間を有する者	25年1月31日から2月末までに 生年月日毎に分けて発送 (4回：1～3月生れから順次発送)
6回目	50歳未満で 平成16年度から平成18年度まで に対象期間を有する者	25年4月30日から5月末までに 生年月日毎に分けて発送 (4回：1～3月生れから順次発送)
7回目	50歳未満で 平成19年度～平成21年度まで に対象期間を有する者	25年7月1日から7月末までに 生年月日毎に分けて発送 (4回：1～3月生れから順次発送)

なお、以下の者は事前お知らせの発送から除外されます。

- ・死亡者
- ・裁定中表示者（特老厚裁定者）等
- ・手番者、外国人脱退一時金登録者、任意脱退者
- ・事前お知らせを送付する前に自主的に後納の申し込みが承認された者

(例) 全ての期間が未納の50歳以上の方の場合は第1回目で作成されます。

(2) 記載内容における留意点

ア. 事前お知らせは、お知らせ作成データの抽出時点における納付等状況とお客様への送付時期に時間差がありますので、お客様が来訪された時点で記録等に差異が生じる場合があります。

イ. 1ページ目が個人ごとの情報を含む印字面となります。

※2～4ページは全て同様の印刷となります。

ウ. 事前お知らせの1ページ目の

日付について(右記)

(a) 事前お知らせの発送年月日

(b) 後納保険料が納付可能な期間を
判断する年月

(c) 当該データを抽出した日

<右記事例>

平成24年11月10日に平成25年1月
時点の後納保険料の納付可能な期間を抽出し
たもので、事前お知らせは平成25年1月
16日付で作成されています。

お知らせ図

年金 太郎 様

平成25年1月16日



999-88888 0000001-1



日本年金機構
Japan Pension Service

国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ

国民年金法が改正され、これまで、国民年金保険料は2年を過ぎると時効により納付ができなくなりましたが、10年以内であれば納付可能(「後納制度」といいます。)となりました。
後納制度を利用することにより、年金給付の増額や年金を受給するための資格期間(原則25年)を
満たす場合がありますので、手続等の詳細は2ページ以降をご覧ください。
なお、このお知らせは平成25年1月時点でお客さまが後納できる期間を作成したものです。

b

<基本情報>

999 999 999 999	生 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	氏 名 年金 太郎
-----------------	------------------------	--------------

平成24年11月10日現在

1 後納可能な期間と納付状況(後納可能な期間を「○・△」で表示)

年度	保険料の納付状況												後納可能な月数	15月の 保険料額	後納する月の 年金給付額
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
平成14年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	3	14,940	44,820

(3) 保険料納付状況の記載内容

ア. 後納保険料の納付可能な対象月を「○」未加入期間等を「△」にする等、後納対象者に後納可能期間がどの月か分かりやすいよう極力表示する種類を減らしていることから、年金事務所において特に注意して確認を行います。

イ. 特に10年以内に海外在住期間を有する場合については、事前お知らせでは未加入期間との区別がつかないうえ、原則として後納制度の対象外ですが、確認が必要となる期間のため丁寧な説明が必要となります。

ウ. 事前お知らせには、ねんきんネットの活用を推進させることにより年金事務所等の相談業務を軽減させることを目的として、ねんきんネットを活用する際の「お客様のアクセスキー」を記載していることから、第三者によるなりすましによる利用申請等を防止するため基礎年金番号ではなく「お客様の照会番号」を記載しています。

なお、お客様のアクセスキーはねんきん定期便とは別のアクセスキーとなっています。

エ. 事前お知らせの再発行はできません。

2. 控除証明書

後納保険料についても通常の保険料と同様に社会保険料控除の対象となるので、控除証明書の対象となります。

3. 年金受給にかかる相談時における留意事項

- (1) 老齢基礎年金の受給権者は後納制度を利用できないことから、老齢基礎年金の繰上げ請求に関する相談があった場合には、お客様に対してその旨を周知する必要があります。

なお、事前お知らせの抽出日（6月5日）以降に、老齢基礎年金の繰上げ請求を行ったお客様は、事前お知らせが発送されてしまいますので、老齢基礎年金の裁定請求書を受理する際には、後納制度が利用できないことを裁定請求者に対して説明する必要があります。

- (2) 既に支給を受けた脱退手当金については、後納制度を利用したとしても、その支給を取り消すことはできないことから、脱退手当金の請求に関する相談があった場合は後納制度について十分な説明を行う必要があります。